

業務委託仕様書

1. 委託業務名

令和8年度地域づくり担い手育成講座企画運營業務

2. 委託業務の目的

本事業は、島根県内で地域づくり活動を行っている方、または行いたいと考えている方を対象に、活動を実現するための「実践力・仲間作り・心構え」を学ぶ連続講座を開講し、地域の課題解決や新たな価値創造に挑戦する「ローカルプレイヤー」を育成することを目的とする。受講生が一步踏み出すための具体的な実践スキルを養い、多様なローカルプレイヤーが県内各地で持続的に活動していけるよう支援をおこなう。

3. 委託期間

契約締結日から令和9年3月10日

4. 委託業務の内容概要

(1) 連続講座の企画・運営

- ア 開催手法 1講座10～12名程度の講座を2講座（東部・西部）設置し、島根県内在住者の受講を受け付ける。講座は基本対面で開催し、座学だけでなく現地体験等も組み込んで実施する。講座の最終回には受講者交流会をおこない、受講生同士のつながりを創出する場を提供すること。
- イ 開催回数 「2.委託業務の目的」に定める各講座の目的に合わせ、3回程度の回数とする。
- ウ 内 容 受講生が地域の課題解決や新たな価値創造に挑戦する「ローカルプレイヤー」として地域で活躍できるよう、単なる知識の習得に留まらず、実践者による講義、現地体験、伴走支援、受講生同士のネットワーク構築を通じて、一步踏み出すための具体的な実践スキルを養える講座内容とすること。また、受講生が着実にステップアップしていける講座設計にすること。
- エ 受講費 連続講座への参加は原則無料とし、食事代などを徴収する場合は適切な金額を設定すること。
- オ 講師等 講師：島根県在住者のうち、島根県の地域活動に精通しており、ひと・モノ・金を集める活動を主体的に行っている者。講義回ごとに選出し、講義および現地体験を提供する。選定にあたっては（公財）ふるさと島根定住財団（以下「財団」という。）と協議すること。
コーディネーター：講師の活動が共感を集めているポイントの解説や現地体験の引率、講座各回の進行、受講生の伴走支援等おこなう。開催地区ごとに選出すること。

(2) 広報計画の企画・推進

広報計画においては、財団と協議のうえ受講生のターゲット像を明確に設定し、対象とする年代・属性・興味関心等に根ざした広報手段を策定すること。

また、計画策定にあたっては、財団と連携し効率的かつ効果的な計画を立案すること。

加えて、計画の遂行に際し、ロードマップ等の作成により広報スケジュールの全体像の可視化および管理に努め、計画の実行を推進すること。

(3) 受講生のフォローアップ

ア ネットワーク構築

受講生が互いに情報の受発信ができるネットワーク構築を企画・推進すること。受講生同士が一緒になって地域活動をおこなったり、困ったときに相談し合える関係性を構築できるよう促すこと。ネットワーク構築にあたっては、受講生が情報を効果的に受け取れ、連絡を取りやすい手法を取り入れること。

イ 伴走支援

受講生が講座で得た学びを具体的な活動へとつなげられるよう、課題解決に向けたアドバイスや、地域のキーパーソンとのマッチング等、伴走型のフォローアップをおこなう。また財団の支援メニューを活用する等、ひと・モノ・金を集めるためのサポートをおこなうこと。

5. 委託業務の実施計画

事業実施に先立ち「4. 委託業務の内容概要」の実施計画を提出し、財団承認の上、これに基づき委託業務を実施すること。ただし、アンケート等を踏まえ、事業中途において実施計画の変更が必要な場合は、財団と協議するものとする。

6. 業務内容に係る留意事項

ア 講座では毎回アンケートを実施し、講座についての要望を聴取、分析を行い改善に努めること。

イ 本事業により構築するネットワークについては、委託期間中及び委託期間終了後に、発注者が活用できるものとする。

ウ 講座の運営にあたっては、講師およびメンター、受託者、財団との協議の機会を設け、必要十分な連携体制を構築すること。

エ 本事業の全部または主たる部分を一括して第三者に委任し、または請け負わせてはならない。ただし、本事業の一部についてあらかじめ県の承諾を得た場合は、この限りではない。なお、再委託した業務に伴う第三者の行為については、受託者がすべての責任を負うものとする。

オ 事業実施に当たり、事故や運営上の課題が発生した場合には、速やかに県に連絡する。

7. 権利関係

- (1) 本業務による出版権及び著作権は、すべて財団に帰属するものとし、受託者は財団の許可なく他に複製・公表・貸与・使用してはならない。
- (2) 所有権及び著作権、肖像権について
 - ア 制作物が他者の所有権や著作権を侵すものでないこと。
 - イ 委託業務に関する所有権及び著作権は、原則としてすべて財団に帰属することとし、権利関係を調整すること。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利留保物」という。）については、受託者に留保するものとし、この場合、財団は権利留保物を非独占的に使用できることとする。
 - ウ 使用する写真等の被写体が人物の場合、肖像権の侵害が生じないようにすること。

8. 情報等の取扱い

- (1) 受託者は、本業務により知り得た情報などを他のものに漏洩してはならない。
なお、本業務の契約が終了し、または解除された後においても同様とする。
- (2) 本業務を行うために財団から貸与された情報などを滅失、改ざん及び破損してはならない。
- (3) 本業務を行う上で入手した個人情報については、財団の要望に応じ適宜財団へ引き渡し、事業終了後に廃棄するものとする。

9. 完了報告

受託者は、次の事項を記載した委託業務に係る事業完了報告書を、委託業務完了後速やかに、財団に提出すること。

- (1) 委託業務の実施期間
- (2) 委託業務の実施状況
- (3) 委託業務に要した事業費
- (4) 委託業務実施による成果

10. 支払条件等

財団は、委託契約額の70パーセントを限度に、受託者からの請求により前金払を行う。

11. その他

- (1) 受託者は、業務の実施に当たって、財団及び関係機関と適宜協議を行う等十分に調整して行うこと。
- (2) 受託者は、この仕様書に規定するもののほか、受託者の業務の内容及び処理について疑義が生じた場合又は仕様書に記載のない事項については、財団と協議し決定すること。